

<ドイツの大学・研究機関向けのガイドライン>

情報移転に於ける責任及び危険に関する留意点

人・大学及び研究施設との技術的共同作業の管理

—第1部：注意喚起—

自己の行為に対する責任

大量破壊兵器の製造情報の入手及び/又は他国への移転を試みる国の存在する世界においては、それへの意識的・無意識的関与のあらゆる危険を検討すべきであろう(拡散リスク)。

あなたは次の分野の仕事をしていますか？

- ・ バイオテクノロジー及び医学を含む生物学
- ・ 化学・生化学
- ・ 物理学
- ・ 核技術
- ・ エネルギー及び環境技術
- ・ 情報及び通信技術
- ・ 電子技術
- ・ 航空及び宇宙技術並びに交通技術
- ・ 機械製造
- ・ 材料技術
- ・ 生産技術

これらの分野(又は、これらの分野と関連するノウハウ)は最重要輸出関連技術です。この分野において特定の諸国は大量破壊兵器製造を可能にする、又は、少なくとも容易にする情報を入手することを試みています。又、大量破壊手段による国際テロの増大する脅威は深刻に拡大しております。

特に、あなたがこれらの分野で仕事をしていたり研究をしている場合、本注意喚起を注意して検討してください。一見非常に危険がない民生用のプロジェクトと思われる場合にお

いてもです：

大量破壊兵器の拡散を防ぐ責任は我々が負っているのです！

目次

1. 前書き
2. 管理の目的
3. 「技術支援」の管理
4. 管理の範囲
5. 罰金及び罰則規定

一般的注意事項/奥書

添付 1 に危険な「技術支援」例を記載

添付 2 に「調達行為に関する留意事項」を記載

1. 前書き

本冊子の目的は以下に関するテーマの手がかりを提供することです

- ・ 民間及び国立研究施設及び研究所
- ・ 自然科学及び工学専門分野を有する大学及び専門大学
- ・ 企業、特に研究開発部門を有する企業

本冊子ではトランジット取引の範囲内における貨物の輸出及び移転又はその譲渡に関して生ずるその他の規制には触れていません。それらの一部は技術支援の調達に関する規制を超えています(この点に関しては本冊子の 4 も参照)。

学問的共同作業は今日世界的に通常行なわれており多様な形をとっています。時にはドイツと外国の科学者間に、共同研究の時間等において、個人的な接触が存在します。「高く評価される同僚」が外国から、そのノウハウを提供するよう、依頼されることがあります。まったく同様に y 国の x 大学がドイツ基準の新技术の研究設備を必要とし援助を依頼する可能性があります。国内及び国際会議、見本市、専門展示会、ワークショップ、打合せ、シンポジウム、共同研究及び開発プロジェクトの際や、訓練及び教育プログラムに於いて技術移転が発生します。特にこのような機会に、それ以後の、強制を伴わない、疑惑が生じない、継続的なノウハウ取得の可能性を提供する個人的接触が結ばれます。

商品や研究機器又は特定化学品の提供に於いて、並びに情報の提供に於いて危険が待ち受ける可能性があります。そして、例えば中距離ミサイルのノウハウの悪用が親切的なドイツ

の科学者やその家族自身にかかわることとなることも排除できないのです。

2. 管理の目標設定

大量破壊兵器の拡散を防ぐため、欧州連合のメンバー国のみならず全ての産業国家は大量破壊兵器の不拡散及び機微国向け機微貨物の輸出管理の義務を負っている。核・生物又は化学兵器及びそれらに使用される飛翔体に関する知識、並びにそれらの兵器の使用又は開発にしばしば必要である幾つかの民生貨物に関する知識は特別に危険な可能性を有している。このため、口頭・電話及び電子的移転を含め当該技術の拡散の管理が必要である。

ABC兵器及びこれに使用可能な飛翔体は中長期的に連邦共和国にとっての脅威となる可能性がある。

従って、全欧州連合において、一定のデュアルユース貨物(これは民生分野のみならず軍備分野においても使用可能な工作機械・化学品・材料といった貨物である。)の輸出のみならず、タンジブル及びインタジブルの技術交換も管理されている。

関係する可能性のある技術情報は一方において、ドイツ産業界に存在する(例えば、一定の工作機械の製造や材料技術・原子炉技術において)が、他方において、自然科学や工学の研究所やドイツの大学や専門大学の専門分野に至るまで存在する。民生関連の活動は軍用へのアプローチの可能性を提供しうるのである。

あなたは、危険な可能性のある使用における関連を知った場合は BAFA に必ず連絡することの個人的責任を負っています。

3. 「技術支援」の管理？

技術の移転は輸出管理において「技術支援」の概念で理解される。これは次のようなものである：

「修理・開発・製造・据付・試験・保守又はその他のあらゆる技術的サービスと結合する全ての技術支援；技術支援は教授・教育・実用的知識又は能力の移転若しくは助言の形態で行なわれる可能性がある。技術支援は口頭・電話及び電子的形態のものも含む。」

このような非常に一般的な定式化から技術支援のあらゆる種類が含まれうる事が分かる。特に、前記の技術サービスの種類・形態及び内容は例示に過ぎないことからこのことが

理解される。

但し、関連法令は全ての「技術支援」に関し自動的な許可取得義務を定めてはいない。一方で、あなたは BAFa から許可取得義務を正式に通知されなければならないが、他方においてあなたは、あなたが行なった技術支援と大量破壊兵器、そのための飛翔体、通常兵器目的又は民生用の各技術施設との間の機微な使用の関連を知った場合には BAFa に通知しなければならない。その場合、BAFa は許可取得義務の要否を決定する。

その際、研究及び教授の自由に関する不安を持つ必要はない。基本法により保護された、一般的に利用可能で実用に関連しない科学的基礎研究及び教授の自由の分野は当該許可取得義務の対象ではない。

しかしながら、法的義務とは別に、個々のケースに於いては BAFa と相談することが奨められる。科学的技術交換を阻止することが BAFa の任務や目標ではなく、許可取得義務を通知することが BAFa の任務や目標である。これは、科学的共同作業の悪用により、例えば ABC 兵器の開発及び製造やその他の武器プロジェクトに使用される情報の取得を図る国が存在するためである。拡散懸念諸国の科学者及び技術者にとり、西側の大学やその他の科学技術研究所に対する自由な接触は高度技術分野に於けるこれらの基礎知識の取得を可能にする。

この様な学者は拡散国(上記参照)の学問的エリートによって好んで利用される。なぜなら、そのようにして学問的及び技術的独立を得るための基礎を作ることが出来るからである。

このような場合、次の項目に関する情報が特別の興味をひく：

- ・ 研究作業/プロジェクト
- ・ 開発作業/プロジェクト
- ・ 製造方法
- ・ マネジメント及び処理組織
- ・ 共同計画及び専門図書

情報移転の決定的な変形は拡散国及び西側工業国の間の、教授から学生までの、学者の交換である。危険な国の国籍を持つ者のために西側の外国に於いて設立された協会・連盟・私的及び文化的運動並びに技術センターは接触と相互の情報交換のためのよい基礎を提供する。

当該学者は現代技術のあらゆる分野、特に既に評価の定まったキーテクノロジーの分野の学

者である。このような情報は新鋭通常兵器システム並びに大量破壊兵器及び運搬システムの製造の基礎を形成する可能性がある。受け入れ国によるプロジェクトの国家的資金供与は必ずしも常に純粋に民生用途のための信頼できる状況証拠ではない。

4. 管理の範囲

輸出管理は第一義的に貨物の輸出を対象とする。それは商品であるが、又、それらが目に見える、即ち、物化されている場合は、技術及びソフトウェアでもある。(例：真空ポンプ又は、例えば CD 上に記録された図面。)

更に、輸出管理は物化されていない形態のノウハウの移転も対象とする。即ち、訓練又は手による役務であり、また受動的な形態で、利用させる又は希望をかなえる事によっても行なわれる。これらのことやその他のいくつかは「技術支援」の概念でまとめられる。大量破壊兵器に関連する許可規則は世界的なものである。対象外とされるのは、別表 II パート 3 の諸国及び欧州連合加盟国のみである。

5. 罰金及び罰則

輸出管理法令上の規定の重要さは規定されている罰金及び罰則から明確である：最高 500,000E の罰金及び最高 5 年の自由刑が規定されている。

従い、疑問がある場合は、技術支援が行なわれる前に、BAFA に相談願います。

一般的参考事項

本「留意点」は 2005 年 8 月 1 日現在のものである。本「留意点」は必ずしも完全なものではなく又法的拘束力を有するものでもない。本「留意点」は初めの手がかりと考えられる。法的根拠に対するより詳細な情報は BAFA で入手可能な本「留意点」の第 II 部及び HADDEX(下記参照)に記載されている。

住所：(約省略)

インターネットのホームページに以下の抜粋を掲載：外国貿易法、輸出貿易管理令、武器管理法、AL、EU デュアルユース規則、書式雛形及びその他の注意点

完全な法文は BAFA 発行のドイツ輸出管理ハンドブック－HADDEX－等において入手可

能。同ハンドブックは連邦官報出版社にて注文可能。

輸出管理、特に、関連貨物グループに関する更に詳細な情報は法的根拠及び手続きに関する「BAFAー概要」からも入手可能。

「大量破壊兵器拡散に対する戦いは産業界の支援のみによって勝利しうる」
ということは大学及び研究所にも当てはまる。

化学及び生物分野における調達活動に対するAGの推奨に基づくBAFAの注意喚起のお知らせ

添付1

危険な「技術支援」の例

例1 (共同研究計画)

「粗表面を有する非対称体の流れの経過」に関する研究計画の枠内である大学において適切な計算アルゴリズムを開発し計算結果を実験で実証することとなった。計画の背景は民生用飛翔体の新規開発の際の特定の問題である。(例：研究及び実用搭載ロケット)

目標としている昇進に関する研究目的の滞在の範囲で当該研究に参加する希望を有する外国籍の卒業生の照会がある。

背景：当該ドクトル試験受験者は各種の射程距離の飛翔体及びその他の武器システムの開発に係る故国の研究施設に勤務している。ドイツにおいて一連の実験から得られた結果は彼の故国に於いて武器システム/ロケットの開発継続するために使用される可能性がある。

例2 (外国における情報移転)

ある外国籍人との共同研究プロジェクトの範囲内で当該外国人の故国において口頭でマスペクトロメータ、真空ポンプ(双方とも6フッ化ウラン耐性あり)並びにオートクレーブ(6フッ化ウラン輸送システムのために特に設けられたもの)に関する一般には入手不可能な情報を交換した。当該貨物及び対応の技術はドイツに所在する企業の判断によればウラン濃縮施設に使用されるものである。

例3 (国内における情報移転)

海外研究機関との私的共同プロジェクトの範囲内でドイツにおける業務上の会話及び講演に於いて特定のロケット駆動装置の性能を向上させる可能性に関する一般的には入手不可能な情報が交換される可能性がある。プロジェクトの目標は弾道ロケットに関する新駆動

装置技術の開発である。ドイツ企業の知見によればこの飛翔体は核兵器の運搬に使用可能である。

例4 (インターネット)

豪州の科学者が生殖阻止薬品発見の意図を持ち **Maeusepockenvirus**(鼠痘瘡ウイルス)を遺伝的に変化させた。しかしながら変化させられたウイルスはあらゆる予防接種に対し抵抗力があり、その効力は致死性を有していた。研究結果のインターネットで呼び出せる専門誌における公表によりその詳細は自由に入手可能であった。この研究結果は遺伝子研究の範囲内において軍事目的にも使用可能である。ロシア・インド・パキスタン及び中国並びにイラン及びイラクに関してはこの報告へのアクセス数から民生用研究機関のみが関心を示しているのではないことは明白である。

これらの例からあなたは、国際的な研究の交換においてあなたが経験することを単に自分とは関係のないこととして思い出しますか？

BAFA が事前に関与すべきか否かの問題があります。これらの例の場合答えはイエスです。懸念のある場合、許可申請義務の問題を解決するため常に **BAFA** に照会すべきでしょう。

添付2

調達の試み前の要注意点

それだけでよいというわけではではありませんが、危険なプロジェクトに使用されうる技術情報の入手に努めていることが周知である又は推測される特定の国には特別の注意が必要です。機微な分野における意図しない「技術支援」の危険の存在の有無を判断するために次の注意点は役に立つでしょう。

1. 「通常ではない」行動例により知りうる懸念要因

特に業務の開始及び業務の過程における内容の企画に関し、懸念のある行動例がある場合は厳格なチェックが必要でしょう。そのことは通常ではない「友情サービス」に関しても当てはまります。

懸念のある行動例としては：

a) 通常ではなく、又、理由のない

- ・ 仲介者又は関連のない研究機関の関与
- ・ 多数の小分野へのプロジェクトの分割、又は納得の行く説明のない第三者が始めたプロジェクトの完成

- ・大量破壊兵器、飛翔体又は装備貨物の製造を可能にする又は想起させる、基本的な製造プロセスの変更
- ・引き合いをしたものによるプロジェクトの関与継続及び専門的共同作業の継続の放棄；その種のプロジェクトでは通常必要とされる専門家の援助又は従業員の訓練の放棄
- ・通常でない好条件の支払い方法、例えば、通常似ない高額報酬又は厳禁による一部前払い又は履行内容及び契約に関する詳細に係る極度に厳格な守秘義務の要請
- b) (研究)設備の場所、又は役務提供が行なわれるべき場所に関する情報の非開示。技術的共同作業が保護された安全地域内で、例えば、軍事施設の近隣地域内、又は厳格に制限された人員のみがアクセスできる地域内行なわれるべきこと
- c) 既知の作業を考慮すれば、照会者、即ち、この場合、例えば、科学者・専門家・研究施設従業員・研究所従業員から期待されないであろう過程。そのような要請に関しまつた理由が示されないか不十分な理由又ははぐらかすような理由が示されること
- d) 不足する又は不十分な
 - ・技術支援の必要に関する説明
 - ・重要な商業上又は、技術的局面に関する質問に対する説明又ははぐらかす回答、及び、照会者がその種のプロジェクトに於いて通常有する専門知識有していないことが分かるような説明
- e) 提供する技術支援を考慮すれば過度である、又は、照会者が契約に関連する安全に関する要請を熟知していないことが明白であることが分かる、安全予防措置/方策
- f) 連絡された、資材の使用目的及び/又は仕向け地と合致しない同時供給装置に関する包装及び取り扱いに係る合意

2. 照会者により知りうる懸念要因

人を理由として技術情報が乱用される可能性に関する懸念要因が判明した場合、技術支援及び技術取得又は参加要請の引き合い又は契約は厳格なチェックをすべきでしょう。

そのような懸念要因は特に次の引き合い及び契約において存在する

- a) 例えばレターヘッドが不完全又は文書に切り貼り追加コピーされている等のため本人確認が不明確であるところの面識のない人物の、又は本人確認の質問に対し明らかに はぐらかす回答をする面識のない人物の、又は、信頼できる身元保証人示すことが出来ない面識のない人物の
- b) 例えば、防衛省又は軍隊の名前で行動するような軍関連取引分野からの、又は軍装備産業又は核施設に対する商業的接触をしていることが知られている人物からの
- c) これまで納入した製品の所在に関する納得のゆく説明をしない人物からの

以上